



県 章

滋賀県公報

平成 23 年（2011 年）
11 月 16 日
第 3470 号
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 告 示	
地籍調査事業計画の変更（県民活動生活課）	1
道路区域の変更（道路課）	1
○ 公 告	
特定非営利活動法人設立認証申請公告（県民活動生活課）	2
争議行為の通知公告（労働雇用政策課）	2
○ 環境・総合事務所告示	
土壤汚染対策法第 6 条第 4 項の規定による指定の解除（南部）	3
土壤汚染対策法第 11 条第 2 項の規定による指定の解除（南部）	3
○ 健康福祉事務所告示	
障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地変更の届出（南部）	3
○ 琵琶湖海区漁業調整委員会指示	
遊漁者によるピワマス等引縄釣りの届出制に関する委員会指示	4

告 示

滋賀県告示第500号

平成23年滋賀県告示第455号で告示した平成23年度地籍調査事業計画を次のように変更した。

平成23年11月16日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 調査を行う者の名称 大津市、彦根市、長浜市、守山市、甲賀市、野洲市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町および甲良町
- 2 調査地域
 - 大津市中央一丁目および膳所二丁目の各一部
 - 彦根市賀田山町の一部
 - 長浜市野村町および高月町布施の各一部
 - 守山市勝部三丁目の一部
 - 甲賀市水口町水口の一部
 - 野洲市南桜および小南の各一部
 - 高島市安曇川町三尾里の一部
 - 東近江市上羽田町、大覚寺町、新宮町、福堂町および葛巻町の各一部
 - 米原市西山の一部
 - 日野町大字西大路および大字鎌掛の各一部
 - 竜王町大字山面の一部
 - 愛荘町安孫子、西出および香之庄の各一部
 - 甲良町呉竹および長寺の各一部
- 3 調査期間 平成23年11月8日から平成24年3月31日まで

滋賀県告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成23年11月16日から平成23年11月30日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供す

る。

平成23年11月16日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
国道	367号	高島市朽木栃生字長谷川541番1地先から	変更後	最小 13.4m } 最大 14.0m	11.9m	現道区域の一部廃止
		高島市朽木栃生字長谷川541番1地先まで	変更前	最小 13.4m } 最大 19.0m		

公 告

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年11月16日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 申請のあった年月日 平成23年11月2日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 くらかけ
 特定非営利活動法人の代表者の氏名 上藤利夫
 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 彦根市西沼波町269番地12
 特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、就労している保護者とその子どもたちが放課後の時間を安心・安全に過ごすことにより、子どもたちの健全な発達に寄与することを目的とする。
- 関係書類の縦覧場所 滋賀県総合政策部県民活動生活課 大津市京町四丁目1-1
- 関係書類の縦覧期間および時間 平成23年11月2日から平成24年1月2日までの縦覧場所における執務時間内

争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、滋賀県赤十字血液センター労働組合執行委員長半田純子から平成23年11月7日付けで年末一時金等の要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。

平成23年11月16日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 事件 滋賀県赤十字血液センターおよび日本赤十字社と滋賀県赤十字血液センター労働組合との間における争議行為
- 日時 平成23年11月18日以降要求貫徹に至るまでの期間
- 場所 滋賀県赤十字血液センターの構内または職場
- 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

滋賀県南部環境・総合事務所告示第3号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第4項の規定により、平成23年滋賀県南部環境・総合事務所告示第1号により指定した要措置区域の指定を解除する。

平成23年11月16日

滋賀県南部環境・総合事務所長 中西道幸

- 1 指定を解除する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
栗東市下鉤字六反田344番
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置 汚染土壌の掘削除去後、地下水の水質分析が実施され、汚染がないことが確認されたことによる。

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境・総合事務所環境課に備え置いて閲覧に供する。)

滋賀県南部環境・総合事務所告示第4号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、平成23年滋賀県南部環境・総合事務所告示第2号により指定した形質変更時要届出区域の一部の指定を解除する。

平成23年11月16日

滋賀県南部環境・総合事務所長 中西道幸

- 1 指定を解除する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
栗東市下鉤字下川鍋16番1
栗東市下鉤字鍛冶屋田305番1
栗東市下鉤字田尻21番1
栗東市下鉤字殿ノ後621番および620番1
栗東市下鉤字六反田344番
栗東市下鉤字木ノ本335番
栗東市蜂屋字安田554番および560番3
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 汚染土壌の掘削除去後、地下水の水質分析が実施され、汚染がないことが確認されたことによる。

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境・総合事務所環境課に備え置いて閲覧に供する。)

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第27号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から事業所の所在地変更の届出があった。

平成23年11月16日

滋賀県南部健康福祉事務所長 寺尾敦史

事業所の名称	事業所の旧所在地	事業所の新所在地	名称	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	変更年月日
ニチイケアセンター草津	草津市草津一丁目17-11	草津市矢倉一丁目2-19-15	株式会社ニチイ学館	居宅介護 重度訪問介護	2510600261	平成23.10.1